

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本ジフィー食品株式会社 代表取締役社長 野尻 正輝			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	121 台	台	台	121 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	9 台	台	台	9 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	自社で機器の簡易点検を行い、また専門業者での機器の冷媒漏れ点検を行う。また冷媒漏れが見つかった場合は、機器の使用を停止し、専門業者での修理を行う。			
	廃棄時	信用における専門業者で廃棄処分の依頼をし、廃棄後には廃棄証明書の発行を確認する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	エアコン洗浄を専門業者で委託しているが洗浄時に冷媒漏れ点検を行っている。			
	廃棄時	専門業者で廃棄処분을依頼し、廃棄証明書の発行で廃棄確認を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	2026年から乾燥機用冷凍機及び冷凍庫用冷凍機の更新を計画しており、CO2+アンモニア仕様で冷凍機の導入予定している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。